

公益財団法人沖縄県農業振興公社  
経営計画  
(令和元年度～令和5年度)

公益財団法人沖縄県農業振興公社

## 目次

- 第 1 章 経営計画策定の趣旨
- 第 2 章 経営計画の基本的な考え方
- 第 3 章 公社経営の基本方針
- 第 4 章 公社事業の展開
- 第 5 章 経営収支の安定化
- 第 6 章 活力ある組織づくり
- 第 7 章 実施計画

## 第1章 経営計画策定の趣旨

当公社は、沖縄県における農業・農村の持続的発展のため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進、農業基盤の整備、農業の担い手となる青年農業者等の育成及び確保等を推進し、農業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和48年8月に財団法人沖縄県農業開発公社として設立された。

その後、平成18年12月の公益法人制度改革関連法の設立を背景に、平成25年4月に公益財団法人沖縄県農業振興公社（以下「公社」という。）へと移行した県の外郭団体である。

公社は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「基盤強化法」という。）に基づく「青年農業者等育成センター」として新規就農者の確保・育成、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、以下「中間管理法」という。）に基づく「農地中間管理機構」として、担い手への農地集積を行っている。また、畜産担い手育成総合整備事業実施要綱に基づく「事業指定法人」として、畜産生産基盤の整備による畜産担い手の育成に取り組んでいる。

沖縄県の農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者の減少・高齢化の進行、耕作放棄地の顕在化等の課題を抱えるとともに、我が国の経済社会の国際化が進展する中で、各国との経済連携協定による農産物の輸入増加が見込まれる等、厳しい状況にある。

このような情勢の中、沖縄県では沖縄21世紀農林水産業振興計画を策定し、「農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策の強化」の中で、農林漁業者の高齢化や担い手の減少等の課題に対処するため、新規就業者や異業種からの参入等の多様な担い手や経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ることとあわせて、農地については、農地中間管理機構等を通じて、新規就農者や認定農業者、農地所有適格法人等へ加速的に集積していくこととしている。

また、同農林水産業振興計画では、「亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備」の中で、草地整備や牛舎等の基盤整備を推進することとしている。

本計画は、県との適切なパートナーシップを構築し、県行政と密接に連携する業務を実施する組織として公社の役割を明確に示すとともに、公社の健全な運営を確保するために策定するものである。

## 第2章 経営計画の基本的な考え方

### 1 目的

この計画は、策定の趣旨に基づき、実施期間における公社の安定的な経営に資することを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、経営の基本方針、実施事業の方向性、各事業の目標等を明示し、計画実施期間における公社経営の基本指針となるものである。

### 3 実施期間

本計画の実施期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とする。

### 4 計画の見直し

この計画は、国や県の各種農業施策の動向、農業経営に関する社会的ニーズ等を勘案し、適宜見直すものとする。

## 第3章 公社経営の基本方針

県との適切なパートナーシップを構築し、県行政と密接に連携する業務を行う公益財団法人として、以下の基本方針に基づき公社経営に当たるものとする。

1 県との適切な役割分担を図り、「農用地利用の効率化及び高度化の促進に資する事業」、「農業構造改善に資する事業」、「就農・就業の支援及び青年農業者等の育成支援に関する事業」等の事業（以下「公社事業」という。）を通じて、担い手への農地集積、担い手の確保育成、畜産生産基盤の整備等を効率的かつ効果的に実施し、沖縄県の農業振興施策に寄与する。

2 経営に悪影響を与える長期未収金の解消及び発生防止と基金の適切な管理・運営による効率的な運用益の確保とともに公社事業実施に必要な補助金等を計画的に確保し、経営収支の安定化を図る。

3 組織体制の管理を強化し、常に活力ある組織づくりを念頭に、限られた人材の能力が最大限に発揮できる職場環境を構築する。

## 第4章 公社事業の展開

県との適切な役割分担を図り、公社事業を通じて、担い手への農地集積、担い手の確保育成、畜産生産基盤の整備等を効率的かつ効果的に実施し、沖縄県の農業振興施策に寄与する。

### 1 農用地利用の効率化及び高度化の促進に資する事業

国は、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、平成25年度に農地中間管理機構制度を創設し、平成35年度（令和5年度）までの10年間で全国の耕地面積のうち担い手が利用する面積の割合を5割から8割に引き上げるという目標を定めた。

沖縄県は狭隘な農地が多く、不在地主や相続未登記地等の課題もあり、農地の集積が全国平均より低い水準で推移している。

こうした中、県においても中間管理法に基づき、平成25年度に「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定し、平成35年度（令和5年度）までに沖縄県の耕地面積のうち担い手が利用する面積の割合を23.8%から56%に引き上げるという目標を定め、県、市町村、農業関係団体並びに農地中間管理機構が連携して農地の集積を進めていくこととしている。

公社は、昭和48年10月に基盤強化法に基づく農地保有合理化法人として県から指定され、担い手農家に農地の売り渡し又は貸し付け（再配分）する農地保有合理化事業を実施し、平成25年度までに約6,300haの農地を担い手に集積してきた。

平成26年度から新たに創設された中間管理法に基づき、平成26年3月に公社は県から「沖縄県農地中間管理機構」として指定を受け、平成26年度から農地の賃借を主とする農地中間管理事業が開始され、担い手への農地集積に取り組んでいる。

#### （1）農地中間管理事業

本事業は、「農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の最適化の推進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的として、県から補助金を受けて次の事業を実施する。

事業項目	事業内容
農地中間管理機構運営事業	農地中間管理事業（賃借）を実施するにあたり、必要な運営及び業務委託を行う。
借受農地管理等事業	機構が借り受けた農用地等の賃料の対応及び中間保有中の農地の保全管理を行う。

## (2) 農地中間管理事業の特例

### ア. 農地売買等支援事業（補助事業）

本事業は、認定農業者及び中心経営体等に位置付けられる担い手への農用地等利用集積を一層推進することを目的として、県から補助金を受けて次の事業を実施する。

事業項目	事業内容
農地売買等支援事業(補助事業)	農地中間管理機構が規模縮小農家等から農用地等を買入し、当公社の有する農地の中間保有・再配分機能を活かし、担い手農家に売り渡す。

### イ. 一般農地売買事業（公社単独事業）

本事業は、農地売買等支援事業の対象とならない者のうち、一定の要件を満たした農業者等へも農用地等の利用集積を推進することを目的として、公社独自の取り組みとして次の事業を実施する。

事業項目	事業内容
一般農地売買事業(公社単独事業)	農地売買等支援事業の事業要件(認定農業者等)を満たせないような受け手の農業者に対しても、公社が別に定める要件を満たす者に対し農地を売り渡す。

本計画期間においては、担い手への農地集積・集約に向けて、人・農地プランと一体的に市町村農業委員会との連携や新規就農者への農地確保に努めるなどして当該公社事業を展開する。

## 2 農業構造改善に資する事業

沖縄県は、亜熱帯気候の有利な環境を生かし、牧草等粗飼料の低コスト生産を推進することによって肉用牛など大家畜の生産振興を図っている。

肉用牛は、本県農林水産業の安定的な振興を図る上で重要な品目として県では、「沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」において、飼料自給率の向上に努め、経営感覚に優れた肉用牛農家の育成を行うとともに、子牛生産基盤の拡大強化を促進することとしている。

当公社は、畜産担い手育成総合整備事業の実施主体として国から承認を受け、当該事業の事業指定法人として、草地造成や畜舎整備等の畜産基盤の整備を行っている。また、当該事業の造成工事に先だち、工事の安全を確認するための不発弾等事前探査事業を実施している。

### (1) 畜産担い手育成総合整備事業

本事業は、県が事業計画主体、公社が事業実施主体として役割を分担し、県から畜産担い手育成総合整備事業補助金を受けて次の事業を実施する。

事業項目	事業内容
基本施設整備事業	原野等を草地にする草地造成改良工事や生産性が低い既存の草地を高生産性の草地にする草地整備改良工事を発注し、工事完成により造成改良及び整備改良された草地を事業参加農家(畜産担い手農家等)へ引き渡す。
農業用施設整備事業	造成改良又は整備改良された草地を利用する家畜の飼養に必要な畜舎、堆肥舎、飼料貯蔵施設、農具庫等の建築物や家畜の放牧に必要な隔障物を整備する工事を発注し、工事完成により整備された施設を事業参加農家(畜産担い手農家等)へ引き渡す。
農器具等導入事業	造成改良又は整備改良された草地の利用に必要な農器具を購入し、事業参加農家(畜産担い手農家等)へ引き渡す。

### (2) 不発弾等事前探査事業

本事業は、畜産担い手育成総合整備事業で行う工事の安全を確認することを目的として、県から不発弾等事前探査事業補助金を受けて実施する。

事業項目	事業内容
不発弾等事前探査事業	草地造成改良工事等に先だち、不発弾等事前探査委託業務を発注し、工事範囲の安全確認を行う。

公社は、平成5年度から平成30年度までに15地区で819haを整備し、261名の畜産担い手の育成に資してきた。

本計画期間においては、久米島町久米島第三地区ほか2地区で60haを前計画期間から引き続き整備し、36名の畜産担い手育成に資するとともに、県及び関係市町村と連携し、新規地区の着工に向けて取り組み、さらに畜産担い手の育成に資する。

## 3 就農・就業の支援及び青年農業者等の育成支援に関する事業

沖縄県の農業就業人口は、平成7年の40,363人から平成27年には19,916人となり、年々減少している。また、農業就業人口に占める60歳以上の割合は、昭和60年度の39.0%から平成27年度の69.8%となっており、高齢化が進んでいる。

こうした現状の中、県では、「沖縄21世紀農林水産業振興計画」の中で、平成24年度から平成33年度(令和3年度)までの10年間に3,000人の新規就農者を確保育成するという目標を定め、新規就農者の就農相談から

就農定着まで一貫した支援に取り組むための各種新規就農支援策を展開している。

当社は、旧(財)沖縄県農業後継者育成基金協会との合併(平成23年11月)や「沖縄県青年農業者等育成センター」として県から指定(平成23年11月)され、新規就農者の確保・育成に向け、農業後継者育成確保対策事業及び沖縄県青年農業者育成センター事業を実施している。また、平成25年度からは就農前の研修期間に資金を交付する「農業次世代人材投資事業(準備型)・旧青年就農給付金事業(準備型)」の業務の一部を県から受託している。

### (1) 農業後継者育成確保事業

本事業は、「就農意欲を高め継続的な就農を支援する」、「農業大学校が行う研修を支援し視野の優れた農業後継者を育成確保する」、「幅広い国際感覚や技術を身につけた優れた農業者を育成する」、「青年農業者等の組織活動を支援し地域の振興と組織の強化を図る」ことを目的として県からの農業後継者育成確保事業補助金と公社が保有する農業後継者育成基金の運用益を合わせて実施する。

事業項目	事業内容
新規就農促進事業	50歳未満で新規就農を希望する研修生と研修生を受け入れる指導農業士等の先進農家に対し、研修に必要な経費の一部を助成する。
農業大学校農業研修事業	農業大学校が実施する県内外の先進農家や市場、農業関係機関で研修を行う学生に対し、航空賃・船賃及び宿泊費に要した経費の2分の1以内を助成する。また、学生を受け入れた農家等に対し、実習にかかる経費の一部を助成する。
青年農業者資質向上対策事業	(公財)国際農業者交流協会が実施する海外派遣研修や安定した農業経営を目指して、新生産技術、経営診断技術、マーケティング等の研修を行う青年農業者に対し、研修にかかる経費の一部を助成する。また、青年農業者等が農業経営の課題を自ら解決するプロジェクト活動を実施するために必要な経費の一部を助成する。
青年農業者等組織活動促進事業	地域の振興と青年農業者等の組織の強化を図ることを目的に、組織活動に要する経費の一部を助成する。 ○助成組織：農業青年クラブ、農業士会、農でグッジョブ推進会議、離島農業青年クラブ等



## (2) 沖縄県青年農業者等育成センター事業

本事業は、新規就農の促進を目的として県から新農業人材創出事業（青年農業者等育成センター事業）補助金を受けて次の事業を実施する。

事業項目	事業内容
就農支援活動	就農を支援していくために必要な就農関連情報の収集や就農希望者のニーズ等の把握のための調査の実施等を行う。
就農相談活動	新たに農業をしようとする意欲ある青年や中・高年の就農を支援していくため、就農関連情報の提供、農業及び農業技術の習得に必要な研修先の紹介、就農準備、経営開始に係る融資制度の紹介等の就農相談を行う。
求人・求職情報提供活動	農業法人等への就職支援を促進するために必要な情報提供や職業紹介活動を行う。
就農啓発活動	就農ガイドブック、新規就農事例集を作成し関係機関に配布するほか、就農相談活動での相談者に配布する。
就農サポーター養成研修会開催	認定新規就農者等が抱える営農面から生活面にわたる多様な問題について指導・助言を行う現地就農アドバイザーの県内各地域への配置に向け、同アドバイザーを養成するための研修を沖縄県指導農業者等連絡協議会へ委託する。

## (3) 沖縄県農業次世代人材投資事業（準備型）受託業務

本受託業務は、青年就農者の増大を図るために農業大学校等の農業経営者育成教育機関で研修を受け、50歳未満で就農する者に対し、研修期間中につき年間150万円を最長2年間交付する農業次世代人材投資事業（準備型）において、次の業務を県から受託する。

事業項目	事業内容
公募業務（年2回）	研修応募者の研修計画書の受付、書類のチェック、個人面談、検討委員会への進達を行う。
研修状況等の確認	研修期間中は半年ごとに研修状況報告を受けて研修状況確認を行い、就農後は7月末と1月末に就農状況報告を受けて就農状況確認を6回（3年間）行う。
研修の個人台帳管理（各種報告物の管理）	研修状況等の確認情報をデータベース化し管理する。
事業に係る一般対象者からの相談窓口業務	当該事業に関する問い合わせ等について対応する。

前経営計画期間（平成26年度～平成30年度）での沖縄県の新規就農者数は、実績値のある平成29年までにおいて、平成29年度を除き年度目標である300人を超えているものの減少傾向にある。

本計画期間においては、引き続き上記の公社事業を積極的に推進するとともに、県と連携し、新規就農に向け新たな公社事業の創出・実施について取り組み、沖縄県の新規就農者数の目標達成に寄与する。

## 第5章 経営収支の安定化

経営に悪影響を与える長期未収金の解消及び発生防止と基金の適切な管理・運営による効率的な運用益の確保とともに公社事業実施に必要な補助金等を計画的に確保し、経営収支の安定化に取り組む。

### 1 長期未収金の解消及び発生防止

これまで、畜産担い手育成総合整備事業で整備した草地や畜舎の農家負担金の納入が滞り、2年以上未納状態となった長期未収金が多く発生し、公社経営の大きな問題となっていた。

長期未収金の解消については、公社及び県の関係課で組織する未収金対策会議での重点案件の検討や重点案件に対する精力的な個別訪問等、回収業務の強化により、一時期 126,705 千円あった長期未収金残高を平成 29 年度末までに 15,990 千円に縮減した。

長期未収金の発生防止として、農地の売買においては、平成 14 年度から公社と買受者で売買予約契約を結び、売買農地の保証金を前納する仕組み等を構築している。畜産担い手育成総合整備事業では、平成 17 年度から公社と実施市町村と受益農家で三者契約を結び、農家負担金を実施市町村を介して徴収する仕組みを取っており、長期未収金の発生防止を行っている。

長期未収金は、公社経営に悪影響を与えるため、今後も発生の未然防止の徹底に努めるとともに、回収業務の強化に取り組む。

### 2 基金の効率的な管理運用等

公社は、特定資産として農地保有合理化促進事業強化基金（170,500 千円）と農業後継者育成基金（948,795 千円）の2つの基金を保有している。

両基金は、農地集積及び担い手の確保育成を継続的に支援する目的で積立てられたものであり、担い手への農地集積及び担い手の確保育成に関する県の支援策が重点的に進められている中、公社においても県との役割分担により当該施策に寄与していくために必要不可欠な財源である。

両基金ともに果実運用型であり、本計画期間においても、定められた公社基金管理運用規程に基づき、適切に維持・管理を行う。

### 3 補助金等の計画的な確保

公社の経常収益の約8割が県からの補助金及び受託金となっており、補助金等の計画的な確保が公社経営の安定化に繋がる。

このため公社は、補助金等を財源とする公社事業の計画的な進行管理と

毎年度の補助金等の執行管理を徹底し、公社と県関係機関で構成する経営検討会議を適宜開催し、補助金等の計画的な確保に取り組む。

## 第6章 活力ある組織づくり

組織体制の管理を強化し、常に活力ある組織づくりを念頭に、限られた人材の能力が最大限に発揮できる職場環境を構築する。

### 1 職員の適正な配置

公社の常勤職員は、平成 30 年度末現在、プロパー職員 3 人（事務職 2 人、技術職 1 人）と県派遣職員 8 人（技術職）を合わせて 11 人となっている。

また、非常勤職員は、嘱託員 22 人、派遣社員 3 人、J A 出向職員 1 人を合わせた 26 人で、公社全体で 37 人（理事長除く）の職員構成となっている。

公社は、総務及び担い手の確保・育成を所管する「総務・担い手課」、担い手への農地集積を所管する「農地管理課」、畜産草地基盤整備を所管する「畜産整備課」の 3 課で構成されており、効率的な事業実施を図るため、年度ごとの事業内容・事業量に応じて職員の適正な配置を行っている。

本計画期間においても、県の関係機関との連携を密にし、年度ごとに計画的な事業内容・事業量を定め、事業量等に応じて職員の適正な配置を行う。

### 2 嘱託員等の活用

公社事業が増大する中、限られた正規職員で公社事業を実施することは困難であり、本計画期間においても嘱託員や派遣社員等を活用し、円滑な事業の遂行に資する。

また、業務内容に応じて勤務する日が常勤職員に準ずる特任嘱託員を設置し業務遂行能力の向上や必要最低限に無期雇用契約を行い、公社事業のノウハウの蓄積を図る。

### 3 職員の能力向上

公社事業を効率的に実施していくためには、事業内容が多岐に渡っていることから、農業・農村の仕組みに精通し、農地関連法令、その他法律の専門的知識を必要としており、職員一人一人の能力向上を図る必要がある。

このため、本計画期間の早期に研修計画を検討・策定し、研修による職員の能力向上を図る。

#### 4 ワークライフバランスの推進

年次有給休暇取得を推進するとともに時間外勤務縮減に取り組み、仕事と生活の両立を図る。

#### 5 3課連携による業務の効率化

公社に設置されている3課（総務・担い手課、農地管理課、畜産整備課）が連携することにより公社業務をさらに効率的に遂行していくことが期待される。

連携に向けては、まず職員一人一人が他課の業務を知る必要があることから本計画期間においては、職員誰もが自課・他課を問わず”今何の仕事をやっているか”が見える「仕事の見える化」を検討し、実践する。

#### 6 プロパー職員の採用

平成20年度に70.6%あった公社の常勤職員率は、平成30年度には30.6%に低下し、同様に58.3%あった常勤職員に占めるプロパー職員率は、27.3%に低下している。

特にプロパー職員については、技術職が1人となっており、公社事業のノウハウの継承にリスクを伴う状況となっている。このため、公社経営の基本方針の一つである「県との適切な役割分担を図り、公社事業を通じて、担い手への農地集積、担い手の確保育成、生産基盤の整備等を効率的かつ効果的に実施し、沖縄県の農業振興施策に寄与する。」ことについては、県の人的支援による県派遣職員が必要不可欠な状況にある。

プロパー職員の採用については、中長期的な事業計画を検討・策定し、県の人的支援を含めて職員数の適正化計画を策定し、将来の必要人数を明らかにしたうえで県と協議し、計画的に採用していく。

本計画期間中は、職員数の適正化計画を検討する。

## 第7章 実施計画

### 1 農用地利用の効率化及び高度化の促進に資する事業

#### 【課題】

本県における農地中間管理事業では、農地借入希望に対する機構の農地借入面積が圧倒的に少なく、農地の出し手確保の課題がある。

また、農地にまつわる現場において新規就農者の農地確保や遊休農地の有効活用においても課題があるため、機構としても、引き続き、市町村及び農業委員会（農地利用最適化推進委員等）との連携を強化し、併せて、当該事業の広報・普及活動にも力点を置く必要がある。

#### 【成果指標】 県の関連指標

令和5年度（2023年度）の担い手集積率 56% （※他の利用権設定も含めた目標）

#### ■農地中間管理事業

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重点市町村設定数	16市町村	17市町村	17市町村	18市町村	18市町村
担い手への転貸件数 (年間処理件数)	250件	300件	350件	400件	450件
事業実施に必要な確保予算	115,000千円	116,000千円	117,000千円	118,000千円	119,000千円

#### ■農地売買等支援事業（補助事業）

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
売買面積	10ha	10ha	10ha	10ha	10ha
担い手への売買件数	10件	10件	10件	10件	10件
事業実施に必要な確保予算	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円

#### ■一般農地売買事業（公社単独事業）

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
売買面積	2.8ha	2.8ha	2.8ha	2.8ha	2.8ha
売買件数	7件	7件	7件	7件	7件
事業実施に必要な確保予算	29,000千円	29,000千円	29,000千円	29,000千円	29,000千円

#### ■事業の広報・普及活動

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業の広報・普及活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業説明会、各種研修会等を活用し、市町村等関係機関に対して周知を図る。</li> <li>・新聞、テレビ、広報誌等を活用し、広く周知を図る。</li> </ul>				

## 2 農業構造改善に資する事業

### 【課題】

県では「沖縄県酪農及び肉用牛生産近代化計画」において、平成37年度（令和7年度）までに肉用牛の飼養頭数を8万2千頭とする目標を掲げている。

平成29年12月末での本県の肉用牛の飼養頭数は、7万3千頭となっており、公社では、前経営計画に引き続き、畜産担い手育成総合整備事業の実施を通じて県の農業振興施策に寄与していく必要がある。

### 【成果指標】 県の関連指標

沖縄県の肉用牛の年間飼養増頭計画数約1,000頭

#### ■畜産担い手育成総合整備事業

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
久米島第三地区 【H26～H31 (R元)】 草地造成等17.63ha、牛舎7棟、 乾草庫9棟、堆肥舎10棟	6.60ha				
竹富月桃（サミン）地区 【H29～H32 (R2)】 草地造成等32.30ha、牛舎5棟、 採食場2棟、堆肥舎8棟、機械庫2棟、 草地管理機械一式	20.80ha	牛舎等建築工事 のみで草地整備 は無し。			
美ら島地区 【H30～H33 (R3)】 草地造成等24.75ha、牛舎6棟、 採食場1棟、堆肥舎7棟、機械庫2棟、 草地管理機械一式	17.50ha	牛舎等建築工事 のみで草地整備 は無し。	牛舎等建築工事 のみで草地整備 は無し。		
新規1地区 【H32 (R2)～H37 (R7)】		測量設計	15.00ha	8.00ha	7.00ha
新規2地区 【H33 (R3)～H38 (R8)】			測量設計	20.00ha	10.00ha
計	44.90ha	0.00ha	15.00ha	28.00ha	17.00ha
事業実施に必要な確保予算	500,000千円	500,000千円	500,000千円	500,000千円	500,000千円

## 3 就農・就業の支援及び青年農業者等の育成支援に関する事業

### 【課題】

沖縄21世紀農林水産業振興計画において県が目標に定めた年間300人の新規就農者の確保数について、平成24年度から平成28年度は年間300人以上を確保したが、平成26年度の360人をピークに減少傾向にある。公社は、県行政と密接に連携する業務を実施する組織として沖縄県の新規就農者の確保に向け、さらに取り組んでいく必要がある。

### 【成果指標】 県の関連指標

沖縄県の年間新規就農者数300人

■農業後継者育成確保事業

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規就農促進事業の助成組数 ※研修生と研修生を受け入れる指導 農業士等を1組とする。	10組	10組	10組	10組	10組
農業大学校農業研修事業の助 成学生数	15人	15人	15人	15人	15人
青年農業者資質向上対策事業 の助成者数	5人	5人	5人	5人	5人
青年農業者等組織活動促進事 業の助成組織数	30組織	30組織	30組織	30組織	30組織
事業実施に必要な確保予算 (県補助金)	11,900千円	11,900千円	11,900千円	11,900千円	11,900千円

■沖縄県青年農業者等育成センター事業

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
沖縄県新規就農相談センター の相談者数	200人	200人	200人	200人	200人
沖縄県新規就農相談会1回当 たりの来場者数	100人	100人	100人	100人	100人
就農ガイドブック、新規就農 事例集の作成及び配布数	各1,800部	各1,800部	各1,800部	各1,800部	各1,800部
現地就農アドバイザー研修者 数	60人	60人	60人	60人	60人
事業実施に必要な確保予算 (県補助金)	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円

■沖縄県農業次世代人材投資事業（準備型）受託業務

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
準備型交付者数	35人	35人	35人	35人	35人
研修終了後の就農者数	25人	25人	25人	25人	25人

4 経営収支の安定化


【課題】

公社の公益目的事業比率は99.7%となっており、経営収支のバランスを取るためには、経常収益の約8割を占める県からの補助金の計画的な確保と保有する基金の適切な管理運用に取り組むとともに、経常費用の執行管理に取り組む必要がある。

【成果指標】

毎期経常増減額0円

■長期未収金の解消及び発生防止

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長期未収金年度末残高	14,000千円	12,000千円	11,000千円	10,000千円	9,000千円
未収金対策会議	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期未収金の回収状況を確認し、重点案件の回収方法及び回収マニュアルの作成について検討する。</li> <li>・長期未収金の発生防止策を検討する。</li> </ul>				

■基金の効率的な管理運用

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基金の保有額	1,119,295千円	1,119,295千円	1,119,295千円	1,119,295千円	1,119,295千円
運用益	22,500千円	22,500千円	22,500千円	22,500千円	22,500千円

■補助金等の計画的な確保

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算要求ヒヤリング	・ 県関係機関と調整し、公社事業の計画的な実施に必要な補助金等を確保する。				
経営検討チーム会議	・ 経営収支を主に、経営改善に向けた議題を検討する。				

5 活力ある組織づくり

【課題】

常勤職員率30.6%、さらに常勤職員に占めるプロパー職員率27.3%と低い状況にあり、公社事業の効率的かつ効果的な実施や経営収支の安定化を図るためには、一人一人が持つ能力を最大限に発揮できる職場環境を構築し活力ある組織づくりに取り組む必要がある。

【成果指標】

職場環境の改善数1以上/年

■活力ある組織づくり

取組指標又は取組内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員の適正な配置	・ 事業内容・事業量等に応じて職員（嘱託員等を含む）を配置する。				
嘱託員等の活用	・ 嘱託員や派遣社員等を活用し、円滑に事業を遂行する。				
職員の能力向上	・ 職員（嘱託員等を含む）一人一人の研修計画を策定し、派遣する。				
ワークライフバランスの推進	・ 年次有給休暇取得率を70%以上を目標として取り組む。 ・ ノー残業デー及びライトダウンデーを設定し時間外勤務縮減に取り組む。				
3課連携による業務の効率化	・ 「仕事の見える化」を検討し実践する。				
プロパー職員の採用	・ 職員数の適正化計画を検討する。				



